

## 複数駐在所制の実施について

制 定 昭 和 5 0 年 9 月 2 2 日

栃木県警察本部長通達栃外第1230号他

(概要)

従来、駐在所は1駐在所1人勤務により運用してきたが、近年、一部の駐在所においては、団地造成、都市計画に基づく道路整備等に伴い、人口増、事件・事故の多発等所管区負担が重くなっている。

このような傾向は全国的にみられるもので、警察庁においては、この情勢をふまえ、複数駐在所制を基幹とした駐在所整備構想を指針として示しており、本県においてもこの構想に基づき検討した結果、負担の重い駐在所について順次施設を改善し複数の勤務員及び同居家族の公私両面にわたる勤務条件の改善を推進し、もって第一線機能を強化を充実強化しようとするものである。

本通達の項目は

- 1 複数駐在所制実施の趣旨
  - 2 複数駐在所の形態
  - 3 勤務員の配置
  - 4 活動要領
  - 5 備付簿冊
  - 6 けん銃の保管
  - 7 運用上の留意事項
- 等である。